

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 福祉部障がい福祉課

番号 30

許認可等の内容		高額障害児通所給付費の支給
根拠法令及び条項		児童福祉法第21条の5の12第1項
審 査 基 準	関係条項	児童福祉法施行令第25条の5、25条の6
	基準 (未設定の場合は その理由)	支給決定については、次の基準により行う。 ・障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 60日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成25年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）